

職種	区分		国基準	区基準	
施設長			1人 ※所長設置加算対象施設における所長は、常時実際にその施設の運営管理の業務に専従し、かつ委託費から給与支給を受ける必要あり。(その他の加算要件は、国留意事項通知参照)		
保育士	公定価格基本分単価に含まれる職員構成	配年 置 基 別	0歳児	3:1	
			1・2歳児	6:1	
			3歳児	20:1(15:1である施設は3歳児配置改善加算対象)	
			4歳以上児	30:1	
		その他	利用定員90人以下	本園・分園各1人	
			保育標準時間認定子どもが利用する施設	本園・分園各1人	
		非常勤保育士	本園・分園各1人	【分園設置園以外】1月あたりの勤務時間数60時間をもって職員1名分とする。 【分園設置園】1月あたりの勤務時間数90時間をもって職員2名分とする。	
	公定価格各種加算	主任専任化代替保育士 (主任保育士専任加算対象施設)	1人(主任保育士専任加算の要件は国留意事項通知参照)		
	区独自補助各種加算 ※ 公定価格の基本分単価・各種加算(主任保育士専任加算・3歳児配置改善加算)が必要とされる保育士数を充足したうえで、さらに保育士を増配置する場合に加算	主任専任化代替保育士 (零歳児無主任保育士専任加算対象施設)	/	1人(零歳児無主任保育士専任加算の要件は区要綱参照)	
		勤務環境改善促進保育士		定員60人以下の施設に保育士1人、 定員61人以上の施設に保育士2人増配置した場合に加算対象となる	
勤務環境改善促進パート保育士		定員60人以下の施設に保育士1人、 定員61人以上の施設に保育士2人まで加算対象 ※勤務環境改善促進保育士加算の適用施設のみ加算対象 ※パート保育士とは 1月あたりの勤務時間数80時間以上の者			
延長保育士		延長定員10人以下の施設に保育士1人、 延長定員11人以上の施設に保育士2人まで加算対象 ※常勤保育士または1月あたりの勤務時間数80時間以上のパート保育士が対象			
保健師・看護師	配置基準		乳児4人以上を入所させる場合、保健師・看護師1人に限って保育士とみなすことができる。		
	区独自補助各種加算 ※ 公定価格の基本分単価に含まれる職員構成を充足したうえで、当該加算の要件を満たしている場合に加算。 ※ 主任保育士専任加算・3歳児配置改善加算の適用の有無は問わない。	零歳児保健師等加算対象保健師等	/	1人(増配置ではなく、1人配置していれば良い) ※保健師・看護師を保育士とみなした場合は加算対象外 ※零歳児保健師等加算・零歳児調理員加算両方の要件を満たさないと加算対象外 ※当分の間、区との合意により零歳児保育を行わない施設も当該加算の対象とする。	

職種	区分		国基準	区基準
調理員	公定価格基本分単価に含まれる職員構成		本園・分園それぞれについて、以下の職員を充足すること。(本園から分園に搬入する場合は分園には配置不要) 利用定員40人以下の施設は1人 利用定員41人以上150人以下の施設は2人 利用定員151人以上の施設は3人(うち1人は非常勤) ※調理員業務の全部を委託する場合または搬入施設から職員を搬入する場合は配置不要	
	区独自補助各種加算 ※ 公定価格の基本分単価に含まれる職員構成を充足したうえで、当該加算の要件を満たしている場合に加算。 ※ 主任保育士専任加算・3歳児配置改善加算の適用の有無は問わない。	零歳児調理員加算調理員		国基準に加え1人増配置 ※ 零歳児保健師等加算・零歳児調理員加算両方の要件を満たさないと加算対象外 ※ 当分の間、区との合意により零歳児保育を行わない施設も当該加算の対象とする。
嘱託医	配置基準		嘱託医を置かなければいけない。	
	区独自補助各種加算	零歳児嘱託医手当加算嘱託医		零歳児保育を行う施設のうち、零歳児保健師等加算・零歳児調理員加算両方の要件を満たす施設に対する加算
		嘱託医手当加算嘱託医		零歳児嘱託医手当加算対象外の施設に対する加算
その他	公定価格各種加算	主任保育士補助者(療育支援加算対象施設)	1人(非常勤職員であって、資格の有無は問わない。)	
	保育体制強化事業補助金	保育支援者	保育支援者(地域住民、子育て経験者等地域の多様な人材で保育士資格を有しない者であって、平成26年4月1日以降に配置されたもの) ※この他にも補助金交付条件あり。	

◎年齢別配置基準上保育士数の算出方法

$\{4歳以上児数 \times 1/30(\text{少数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て)}) + \{3歳児数 \times 1/20(\text{同})(3歳児配置改善加算対象施設は1/15)} + \{1・2歳児数 \times 1/6(\text{同})\} + \{0歳児数 \times 1/3(\text{同})\}$   
 =年齢別配置基準上保育士数(小数点以下四捨五入)

◎常勤の保育士とは(東京都の保育所設置認可等事務取扱要綱より)

各保育所の就業規則等で定めた常勤のうち、期間の定めのない労働契約を結び(1年以上の労働契約を結んでいる者を含む。)、労働基準法施行規則第5条第1項第1の3号により明示された就業の場所が当該保育所であり、かつ従事すべき業務が保育であるものであって、1人6時間以上かつ月20日以上、常態的に勤務し、当該保育所(一括適用の承認を受けている場合は本社等)を適用事業所とする社会保険の被保険者であるもの。

◎保育士配置に係る特例

(詳細については、「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」(H24年規則第47号)、「保育所設置認可等事務取扱要綱」(H10.3.31付9福子推第1047号)、「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則附則第1項及び第13項に定める知事が保育士と同等の知識及び知識を有すると認める者並びに同第12項に定める幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の取扱について」(H28.3.31付27福保子第3857号)を参照)

- ① 児童が少ない時間帯の複数配置規定の緩和  
登園児童に対して必要な保育指数が1名の場合、本来は保育士2名以上が必置であるところ、保育士1名と同等の知識及び経験を有すると認める者1名の配置可
- ② 児童の年齢に応じた必要保育士のうち、幼稚園教諭・小学校教諭・養護教諭を保育士みなし職員として活用可
- ③ 一定の要件を満たした場合に、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を保育士みなし職員として活用可
- ④ 従来からあるみなし規定(乳児4人以上を保育する場合の保健師等1名を保育士とみなすことができる規定)と、②及び③を合計して基準職員の1/3の範囲内で配置が可能